

工事仕様書(感染症 ER 棟 X 線 CT 装置)

感染症用ER棟(新設)に、CT装置を導入にあたり必要となる附帯工事の仕様等については、以下のとおりとする。

1. 業務内容

本仕様書に記載している業務目的等を理解した上で、本業務を遂行すること。また、本業務を遂行するにあたっては、建築関係及び医療機器等に関する専門知識やこれまで他の病院等の工事で得た知見を十分に活用し、施工を行うこと。

(1) 施工内容

(別紙1) 工事区分表のとおり

(2) 施工管理

<業務体制>

本業務に係る現場責任者は、本仕様書に定める全業務内容を理解し、施行にあたり必要な知識、能力を十分有すること。また、現場責任者は、感染症用ER棟の元請本体工事業者との調整及び病院担当者との窓口となること。

<スケジュール>

- ① 作業工程表及び業務体制図を作成し提出すること。施工内容等については病院担当者及び電気主任技術者と十分に打合せを行った上でスケジュールを作成し、そのスケジュールに従い完工すること。
- ② 本業務の着工から完工までのスケジュールについては、感染症用ER棟元請工事及び病院運営に支障をきたすことがないよう、病院担当者とは十分協議した上でスケジュールを立てること。

(3) その他

- ① 受託者(以下「乙」という。)は、工事等を行うに当たって、履行場所における地方独立行政法人 市立大津市民病院(以下「甲」という。)の業務運営及び施設管理に支障をきたさないよう十分注意するとともに、履行場所に来訪する第三者に不安感、不快感等を与えないよう、配慮しなければならない。
- ② 乙は、工事等の施工等に必要な関係法令に基づく許可等を得ること及び検査を受けることに関する一切の責任を負うものとする。
- ③ 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- ④ 甲は、履行場所における甲の業務運営に支障があると認めるときは、改修工事等の中止内容を乙に通知して、改修工事等の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。

2. 事故発生時の報告義務

乙は、作業時において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

また、乙の故意又は重大な過失により、機器及び施設等を故障、破損、滅失等に至らしめた時は、乙の責任でもって当該施設等を原状に回復するとともに、これに要した費用並びに当該故障等により甲が被った損害に係る経費は、乙が負担するものとする。

3. 緊急連絡体制の報告

乙は、あらかじめ業務に携わる現場責任者等の緊急連絡体制を甲に報告しなければならない。なお、契約期間中に現場責任者の変更等を含む緊急連絡体制の変更を行おうとする時は、予め乙と協議するものとする。変更等があった時は、速やかに変更内容を甲に報告するものとする。

4. 受託事業者を求める基本要件

- (1) 本業務を開始するにあたり、事前に甲と協議し、作業内容、作業方法、作業日程などを明確化したうえで実施すること。
- (2) 本業務を履行し得る十分な能力及び経験を有する人材を適正に配置できること。
- (3) 本業務を統括する責任者を置き、当該責任者に本業務の指揮監督を行わせ、全体の整合を図りながら業務を遂行すること。
- (4) 本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ甲の承認を得ること。
- (5) 甲が保有する、若しくは取得が容易な情報・データについては、必要に応じて提供するが、本業務を遂行する目的外で使用しないこと。なお、本業務完了後は、速やかに甲に返却すること。
- (6) 甲内においては、名札等により身分を明確にすること。
- (7) コンプライアンス(法令遵守、個人情報保護、情報セキュリティ)の取り組みを徹底すること。

5. 成果物の提出及び検査

本業務を完了したときは、次に掲げる成果物を提出し、甲の検査を受けるものとする。なお、成果物は製本1部(竣工図は3部)及び甲が指定する電子ファイル形式とする。

- (1) 業務完了届(様式任意)
- (2) 取扱説明書
- (3) 保証書(様式任意)
- (4) 施工写真(様式任意)
- (5) 竣工図(電気・建築・機器等)

6. その他

- (1) 本業務の完工後、1年以内の間において、瑕疵のあることを発見した時は、乙が無償で瑕疵の復旧を行うこと。
- (2) 本業務を実施するにあたり、甲又は第三者に損害を与えた場合は、受託者が賠償すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項、又は本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、甲と協議の上、誠意

をもってその解決を図るものとする。

- (4) 搬入、設置、据付、配線、調整、改修等に要する全ての費用は、本調達に含むものとする。
- (5) 施工等については、病院業務に支障のないように配慮し、計画的に行うこと。また、病院に損傷を与えないよう十分な注意を払うように努め、必要があれば納入経路等に養生を施すこと。
- (6) 本仕様書に記載のない事項であっても、甲が事業の遂行上必要と認めた業務について、乙は実施しなければならない。なお、この場合において、事業体制の大幅な変更等が見込まれるときは、別途協議を行うこととする。